

益田市農業委員会第20回総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月28日(火) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員(出席14名)(欠席2名)

1 番 又賀 保(出)	2 番 大畑 美里(出)	3 番 須藤 寿人(出)
4 番 吉村 太(出)	5 番 大庭 清(出)	6 番 齋藤 浩文(出)
7 番 御神本康一(欠)	8 番 田中 綾(欠)	9 番 佐原 晃子(出)
10 番 領家 耕一(出)	11 番 松本 幸夫(出)	12 番 谷本 大輔(出)
13 番 柳田 継男(出)	14 番 豊田 志摩(出)	15 番 宮川 有衣(出)
16 番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席22名)(欠席2名)

1 番 増野 六彦(出)	2 番 三輪 昌義(出)	3 番 澁谷 記幸(出)
4 番 澤江 浩一(出)	5 番 山根 健治(出)	6 番 寺戸 康人(出)
7 番 三浦 尚人(出)	8 番 田原 勝美(欠)	9 番 野村 浩三(出)
10 番 寺戸豊太郎(出)	11 番 塩満 文雄(出)	12 番 河野 正憲(出)
13 番 青木 伸爾(出)	14 番 中村 敏幸(出)	15 番 椋木 昭雄(出)
16 番 長谷川孝明(出)	17 番 豊田 繁雄(出)	18 番 中島秀一郎(出)
19 番 宮内 英之(出)	20 番 椋木 孝光(出)	21 番 岡崎 定佳(出)
22 番 渡邊 豊孝(出)	23 番 河野 光好(出)	24 番 三浦 和顕(欠)

5. 提出議案

議第 95 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 96 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 97 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 98 号	令和7年度農作業受委託標準料金の設定について
報第 75 号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 76 号	農地法第18条6項の規定による通知書の確認について
報第 77 号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 20 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名につきましては、5 番の大庭清委員、6 番の齋藤浩文委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 7 番御神本康一委員、8 番田中綾委員、農地利用最適化推進委員が、8 番田原勝美委員、24 番三浦和顕委員でございます。 そういたしますと「議第 95 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 遠田町
事務局	土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 490 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、個人住宅拡張で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は道路側溝へ接続します。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくをお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 1 月 12 日に澤江委員と行いました。〇〇から益田方面へ向けて 100 メートルくらいのところにあります。親から相続された農地だそうで、既に倉庫が建っております。問題が発生するような案件ではありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。
西川友史会長	本日の 4 条申請につきましては以上 1 件でございます。 ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、またご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そういたしますと、「議第 95 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 96 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 かもしま東町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま東町の畑 1 筆 387 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については通帳の写し及び金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくをお願いいたします。

西川友史会長	続きまして、担当地区委員から調査報告をお願い致します。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 1 月 11 日に大畑委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。ここは区画整理が行われた土地でして、上下水道が整っております。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	2 番 遠田町
事務局	本件は、使用貸借に係る許可申請です。 土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 280 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。排水は合併浄化槽を設置し既存の側溝に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 1 月 12 日に澤江委員と行いました。申請地は先ほど 4 条で出た場所に隣接する土地です。問題が発生するような案件ではありません。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	3 番 横田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、横田町の畑 2 筆 1,437 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
領家耕一委員	10 番領家です。現地確認は 1 月 24 日に青木委員と行いました。申請地の周辺は住宅などが点在しており、隣接地の所有者からの同意書も出ております。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	本日の 5 条申請につきましては、以上 3 件でございます。事務局からの説明、また担当地区委員から調査報告ございました。何かお気づきの点、御意見ございましたらお出しいただきたいと思います。 (なし、の声) よろしいでしょうか。そういたしますと、「議第 96 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認の扱いとさせていただきます。 続きまして「議第 97 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

事務局	今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 1 件、再設定が 1 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 12 件、再設定が 3 件の合計 17 件です。 それでは利用権設定から順次説明をお願い致します。 1 番 飯田町 申請地は、飯田町の畑 1 筆 927 平方メートルです。 11 ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
澁谷記幸委員	高津地区澁谷です。この案件は、元々再設定で出てくるはずのものが、申請が遅くなり、開始日が 1 ヶ月ずれたために新規で出てきております。特に問題はないと思います。以上です。
西川友史会長	只今、利用権設定の新規について事務局からの説明、担当地区委員からの調査報告がございました。再設定も含めて何かお気づきの点ございますか。 よろしいでしょうか、そういたしますと利用権設定については承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、一括方式に入らせていただきます。議事参与の案件がございますので、そちらの方の説明をお願い致します。 9 番 美都町三谷 (参与委員：寺戸豊太郎最適化推進委員退出)
事務局	申請地は、美都町三谷の田 2 筆 4,236 平方メートルです。 5 年 2 ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願い致します。
佐原晃子委員	9 番佐原です。現地確認は 1 月 14 日に美都地区の委員全員で行いました。申請に関しましては、相対でやっていたところを一括に切り替えるということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。
西川友史会長	この案件に関しまして、何かお気づきの点ございますか。 (なし、の声) よろしいでしょうか、そういたしますとこの案件については承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、匹見の案件でも議事参与がございます。説明をお願い致します。 10 番～12 番 匹見町澄川 (参与委員：河野光好最適化推進委員退出)
事務局	申請地は、匹見町澄川の田 4 筆 5,295 平方メートルです。 9 年 11 か月の使用貸借権設定です。

西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
渡邊豊孝委員	匹見上の渡邊です。河野委員に代わって説明させていただきます。この案件ですが、高齢になり、耕作が難しいということで、法人の方にお貸しして作っていただくということです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	只今、事務局からの説明、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。
	(なし、の声)
	よろしいでしょうか、そういたしますとこの案件については承認の扱いとさせていただきます。
	続きまして、1番から順にいきたいと思います。
	1番 高津二丁目
事務局	申請地は、高津二丁目の畑3筆 268平方メートルです。 9年11ヶ月の賃貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
澁谷記幸委員	高津地区澁谷です。この案件は、今まで相対でやっていたところを一括方式に切り替えるというものです。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	2番 飯田町
事務局	申請地は、飯田町の畑1筆 1,850平方メートルです。 9年11ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
澁谷記幸委員	高津地区澁谷です。この件は今まで相対でやっていたところを一括方式に切り替えるというものです。特に問題はないと思います。
西川友史会長	3番 喜阿弥町
事務局	申請地は、喜阿弥町の田1筆 1,874平方メートルです。 4年11ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
宮内英之委員	推進委員の宮内です。この件につきましては、その地区を広くやっておられる方にお貸しするという事です。特に問題はないと思います。
西川友史会長	4番 市原町

事務局	申請地は、市原町の田 2 筆 2,082 平方メートルです。 6 年 2 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
棕木孝光委員	推進委員の棕木です。高齢となり耕作が難しくなったために、この近辺をやっておられる〇〇さんに中間管理機構を通じてお貸しするという事です。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	5 番 美都町笹倉
事務局	申請地は、美都町笹倉の田 2 筆 3,512 平方メートルです。 3 年 2 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
寺戸豊太郎委員	東仙道地区の寺戸です。今までは別の方が借りられていたんですが、圃場が入り組んでおり、管理しにくいということで近辺を作っておられる方、数人で話し合われて、それぞれ管理する圃場を整理したため出てきた案件です。特に問題はないと思います。
西川友史会長	6 番 美都町笹倉
事務局	申請地は、美都町笹倉の田 1 筆 3,814 平方メートルです。 5 年 2 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
寺戸豊太郎委員	東仙道地区の寺戸です。この案件は、今まで相対でやっていたところを一括方式に切り替えるということです。特に問題はないと思います。
西川友史会長	7 番 美都町笹倉
事務局	申請地は、美都町笹倉の田 1 筆 732 平方メートルです。 5 年 2 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
寺戸豊太郎委員	東仙道地区の寺戸です。5 番の時に説明したものと同様の案件です。新しく作られる方も、その近辺を耕作されておられる方ですし、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
西川友史会長	8 番 美都町笹倉
事務局	申請地は、美都町笹倉の田 1 筆 2,281 平方メートルです。 5 年 2 ヶ月の使用貸借権設定です。
西川友史会長	続きまして、担当地区推進委員の調査報告をお願い致します。
寺戸豊太郎委員	東仙道地区の寺戸です。この案件は、今まで相対でやっていたところを一

員	括方式に切り替えるというものです。特に問題はないと思います。
西川友史会長	本日の一括の新規申請は以上 8 件でございます。再設定も含めまして何か皆さん方でお気づきの点ございましたらお出し頂きたいと思います (なし、の声) そういたしますと「議第 97 号集積計画の一括方式について」も承認の扱いとさせていただきます。 続きまして「議第 98 号令和 7 年度農作業受委託標準料金の設定について」を議題といたします。
事務局	〈事務局による説明〉 〃
西川友史会長	そういたしますと議事は以上終了でございます。続きまして報告事項の 75 号から順次報告をお願いします。
事務局	「報第 75 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、13 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望はありません。 「報第 76 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は、2 件です。解約理由は、1 番は中間管理事業利用のため、2 番は経営計画見直しのため、合意解約が成されたものです。 「報第 77 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 5 件です。解約理由は、1 番は耕作困難のため 2 番から 5 番は農地転用を行うため、それぞれ合意解約がなされたものです。 報告は以上でございます。
西川友史会長	事務局から報告事項の説明がございました。この中で、何か皆さん聞いてみたいことがございましたらお出し頂きたいと思います。 (なし、の声) それではないようですので、第 20 回総会を終わりたいと思います。 閉会 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証明するために署名する。

	会 長
	5 番
	6 番